

表 彰 規 定

一般財団法人柏崎市体育協会

第1条 この規定は、柏崎地区の体育振興に功績のあった者を表彰するものである。

第2条 表彰は、次に定める規準の一つ以上に該当する個人又は団体であって、常に体育の向上発展を目指し、社会生活においても模範である者でなければならない。なお、表彰の識別のため、1～5をA表彰と呼び、6～8をB表彰と呼ぶこととする。

1 体育功労賞

- (1) 当地区の体育振興と名誉を高揚する上で多大な貢献をした者
- (2) 学問又は技術研究の上で多大な功績があった者

2 指導者賞

- (1) 優れた指導実績により、当地区の体育振興に著しい功績があった者
- (2) 優れた指導技術により、優秀な競技者の育成に努めた者
- (3) 所属団体を永年にわたり優秀な成績を上げさせた者

3 スポーツ栄誉賞

- (1) オリンピックや世界選手権等国際競技会の日本代表に選出された者
- (2) 偉大な記録又は成果を収めた者

4 特別優秀競技者賞

- (1) 繼続的な努力により永年にわたり競技者として、県のトップレベルにある者

5 感謝状

- (1) 前各項の他、加盟団体等において当該団体の発展及び振興に貢献した者

6 優秀競技者賞

- (1) 競技者として全国大会に出場し、優秀な成績を収めた者
- (2) オリンピック、世界選手権等国際競技会の日本代表の候補選手に選出された者

7 競技者賞

- (1) 県大会以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

8 奨励賞

- (1) 県大会以上の公式大会において優秀な成績を収めた者

第3条 加盟団体は、第2条の各項に該当する者を別に定める様式に従い、指定の期日までに本会宛に内申する。

第4条 本会が設置する表彰選考会において審議し、理事会で決定する。

第5条 表彰に必要な特別事項は、その年度ごとに定める。

第6条 この規定の改廃は、理事会で決定する。

第7条 この規定の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

表 彰 規 定 細 則

一般財団法人柏崎市体育協会

第1条 表彰規定第2条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項の該当者は、同一人に対し再度同一の表彰は行わない。ただし、第3項スポーツ栄誉賞については、前表彰基準より上位大会、または上位成績を収めた場合は対象とする。

第2条 規定第2条第1項体育功労賞の「多大な功績」とは、加盟団体該当者にあっては、団体役員（会長、副会長、理事長又は事務局長）としての活動実績が概ね10年以上あり、当該団体の発展または、当協会が目指す体育振興に功績顕著な者をいう。

2 規定第2条第6項優秀競技者賞（2）「日本代表候補選手に選出された者」には、全国規模の強化合宿等に選抜された者も対象とする。

3 規定第2条第5項感謝状は、本体及び加盟団体で長期間団務の処理など団体の向上発展に尽力した者を対象とする。また、積算10年以上の賛助会員も対象とする。なお、賛助会員には副賞はつかない。

第3条 規定第2条第3項スポーツ栄誉賞の該当者は、当市に居住・在学・在職、及び、当市出身者とする。

2 同項（1）に示す「日本代表に選出された者」とは、オリンピック、世界選手権、アジア選手権、ユニバーシアード、ジュニア世界選手権の日本代表選手として選手登録（補員含む）され、その大会に同行した者をいう。

3 同項（2）に示す「偉大な記録」とは、世界記録、世界最高記録、日本記録、日本最高記録をいう。

4 規定第2条6・7・8項の該当者は、市内の各学校に在学する者、または、当体育協会加盟団体の登録者を対象とする。

第4条 規定第2条第2項「指導者賞」、第4項「特別優秀競技者賞」において「永年にわたり」とは概ね10年以上をいう。

2 同項（2）に示す「優秀な競技者の育成」とは優秀競技者賞及び競技者賞に該当する個人または団体を概ね3回以上受賞させた実績を持つこと。

第5条 規定第2条第4項「特別優秀競技者賞」において「永年にわたり」とは、概ね10年以上をいう。

2 「全国大会に出場し、優秀な成績」とは、次のことをいう。

（1）全国大会とは、国民体育大会、種目別全国大会（小、中、高、大学を含む）等をいう。

（2）優秀な成績とは

（ア）個人にあっては上位8位以内の者または大会新記録を樹立した者

（イ）団体にあっては上位8位内のチーム

第6条 規定第2条第7項「競技者賞」及び「第8項奨励賞」については、次のように定める。

1 「県以上の公式大会」とは、種目別競技団体、学体連等の主催（共催は除く）するブロック大会、県大会及び同規模の大会であり、表彰選考会及び理事会で認めた大会とする。

2 「優秀な成績」とは

（1）県大会においては、個人は1位、団体は2位以内

（2）ブロック（北信越等）大会においては、個人、団体ともに3位以内

（3）（1）（2）において、その種別の県新記録を樹立した者

3 県大会以下の大会でも、その種別の県記録を樹立した者については、競技者賞の対象とする。

4 生涯スポーツ部門は、すべて奨励賞とする。

提出上の留意事項

一般財団法人柏崎市体育協会

- 1 小体連、中体連の内申は、それぞれの事務局が一括して提出し、地域スポーツクラブ等は登録している加盟団体から提出する。
- 2 当協会に登録していない高体連等は、種目別加盟団体とよく連絡を取り合い、加盟団体から申請する。
- 3 A表彰の内申は、「スポーツ栄誉賞」を除き、各加盟団体各賞1名以内とする。
- 4 規定第2条第7項「競技者賞」の対象となる「県以上の公式大会」は、規模、内容等、多様化しているので、下記大会を参考に内申すること。

(1) 学体連主催

- ① 匹敵県小学校大会、匹敵北信越小学校大会
- ② 県中学校大会、北信越中学校大会
- ③ 県高等学校大会、北信越高等学校大会、ブロックと称される高等学校大会
- ④ 県大学大会、北信越大学大会、ブロックと称される大学大会
- ⑤ 上記①～④の市民権を得て広く認められている新人大会

(2) 右記主催大会(文科省、日体協、県体協、県教育委員会、県種目別連盟・協会)

- ① 国民体育大会予選会
- ② 全日本種目別選手権大会予選会
- ③ 全日本ジュニア選手権大会予選会
- ④ 全日本小学生大会予選会
- ⑤ 県種目別選手権大会
- ⑥ 各地区予選会を経た県大会

(3) 競技者賞の対象としない「県大会」は「奨励賞」とする。

- ① 県スポーツ少年団総合体育大会
- ② 県青年大会

5 生涯スポーツ部門は、奨励賞とする。

- ① 県、ブロック、全国種目別マスターズ大会、年代別大会
- ② 県・全国スポーツレクリエーション祭
- ③ 県スポーツフェスティバル
- ④ 全国ねんりんピック

6 大会の多様化に伴い、その内容が把握できない大会があるため、参加数の少ない大会、新しい大会、県予選会のない大会等は、大会要項及び大会プログラム等を添付し申請すること。

7 個人及び団体構成メンバー等の氏名及び大会名等申請書の記載にあたっては、楷書体で誤字脱字のないように正確に記入すること。